

第11回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年5月28日(金)午後2時00分から午後2時50分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(23名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	20番	佐久間	博孝
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員 17番 黒田 龍司

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

- 第1号 農地所有適格法人報告書の受理について
- 第2号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
- 第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 第5号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について

第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
忠類支局長	高橋 宏邦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	大西 千春
農地振興係主事	石塚 瑤人

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第11回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に21番 湯佐委員、22番 松本委員を指名いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、17番 黒田委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXXほか、計5法人から提出がありましたので、報告いたします。</p> <p>書類等完備されておりましたので、受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおり承認されました。</p>

議長	<p>次に、報告第2号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第2号1番、2番について説明いたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。</p> <p>案件は、議案書1ページの令和2年4月24日及び令和2年5月22日に許可をした2件でございます。</p> <p>今月17日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号1番、2番について説明を申し上げました。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号1番、2番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第3号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。</p> <p>案件は、議案書2ページの令和3年4月28日第10回総会で審議された1件でございます。</p> <p>内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、記載のとおり条件を付し、令和3年5月20日付けで許可をしております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。</p>

事務局	<p>報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。</p> <p>案件は、議案書3ページの今月17日及び19日に、町公社が利用調整を行った2件であります。</p> <p>内容につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第5号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので、報告します。</p> <p>案件は、議案書4ページの1件でございます。</p> <p>今月17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番については、報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】</p>
	<p>1番から2番の案件は売買、3番は借換え、4番は返還のため解約するものです。</p>

以上の案件は、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第1号1番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第1号5番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

議長

それでは、議案第1号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号5番について、議案書をもとに朗読】

5番の案件につきましては、売買のために解約するものです。農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第1号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号5番は原案のとおり可決されました。

(19番 渡邊委員着席)

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用

集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番、2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農地利利用集積計画について議決を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号3番、4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番

12番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番、4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号5番、6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番、6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は、今月20日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号5番、6番は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号7番、8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番、8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。これらの案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第2号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、今月19日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号9番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第2号10番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますの

で、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

議長 それでは、議案第2号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席いたしましたので、私の方から説明いたします。

この案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号10番は原案のとおり可決されました。

(19番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第2号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、平成28年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有

権移転につきましては、問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号11番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページの下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、平成30年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページの上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は、平成29年2月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号13番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第2号14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、平成28年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号14番は原案のとおり可決されました。

議長 次の、議案第2号15番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第2号15番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番 12番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

この案件は、平成23年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号15番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第2号16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、平成23年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号16番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第2号17番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号17番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は、平成28年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号17番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号17番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第2号18番につきましては、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(16番 多田委員退席)

議長

それでは、議案第2号18番について説明をいたします。

事務局

【議案第2号18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

12番

12番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。

この案件は、平成23年9月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号18番は原案のとおり可決されました。

(16番 多田委員着席)

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので、審議を求めます。

【議案第3号1番から3番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。これらの案件は、今月17日に黒田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。この案件は、今月17日に黒田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号6番、7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号6番、7番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書6ページから7ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。これらの案件は本来、地区担当は井田委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私から説明いたします。

これらの案件は、今月17日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号6番、7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号6番、7番は原案のとおり可決されました。

議長	次に、議案第3号8番、9番について、事務局から説明をいたします。
事務局	所有権に移ります。
	【議案第3号8番、9番について、議案書をもとに朗読】
	これらの案件は、別添調査書8ページから9ページに記載されておりますと おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと 考えております。
	以上で説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16番	16番説明いたします。これらの案件につきましては、今月17日に高野委員、 渡邊委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認し ております。
	なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願 いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号8番、9番について、原案のとおり決することに異議ございませ んか。
	【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号8番、9番は原案のとおり可決され ました。
議長	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と いたします。
	議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地法第5条の 規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく、 審議を求めます。
	なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会 長の専決で行いたく、審議を求めます。
	【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】
	この案件は、牛舎等の建設を目的とする転用でございます。農地区分は農用 地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指

定用途への転用であることから、問題はないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。議案の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、今年3月に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅等建設を目的とする転用でございます。農地区分は第1種農地であります。

第1種農地は原則不許可であります。本件は、農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。

以上で議案の説明をおわります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。この案件は、今年3月に田村委員、佐藤雅典委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、作業場等の整備を目的とする転用でございます。農地区分は農用地であります。

農用地は原則不許可であります。本件は、農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。

なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表5ページから6ページに記載されているとおりでございます。

議案の内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は井田委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私から説明いたします。

この案件は、今月17日に高野委員、多田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に黒田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に黒田委員、鯖戸代理、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、現地調査には、私が代わりに地区担当委員として出席しておりますので、私の方から説明いたします。

この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第11回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。